

人事行政の運営等の状況の公表

令和4年度における潟上市の人事行政の運営等の状況について、潟上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、次のとおり公表する。

潟上市長 鈴木 雄 大

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 令和4年度職員の採用・退職の状況

職 種	採用者数	定年退職	応募認定退職	そ の 他				退職者計
				普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	
一般行政職	10人	6人	1人	2人	0人	0人	0人	9人
税 務 職	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
看護・保健職	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
福 祉 職	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	1人
技能労務職	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人	1人
教 育 職	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
企 業 職	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
計	12人	8人	1人	3人	0人	0人	0人	12人

(2) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	
			R4	R5	R4	R5
福祉関係を除く一般行政	議 会		4人	4人	0人	0人
	総 務		70人	70人	3人	0人
	税 務		13人	13人	0人	0人
	労 働		0人	0人	0人	0人
	農 林 水 産		10人	12人	△2人	2人
	商 工		7人	9人	4人	2人
	土 木		14人	14人	0人	0人
	小 計		118人	122人	5人	4人
福祉関係	民 生		91人	89人	13人	△2人
	衛 生		24人	24人	△1人	0人
	小 計		115人	113人	12人	△2人
一般行政部門計			233人	235人	17人	2人
特別行政	教 育		28人	29人	△15人	1人
	消 防		0人	0人	0人	0人
	小 計		28人	29人	△15人	1人
公営企業等	病 院		0人	0人	0人	0人
	水 道		6人	6人	1人	0人
	下 水 道		4人	4人	△1人	0人
	そ の 他		17人	17人	1人	0人
	小 計		27人	27人	1人	0人
総合計			288人	291人	3人	3人

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R5. 1. 1現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 31,836	千円 16,197,161	千円 977,252	千円 2,504,919	% 15.5	% 14.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 262	千円 948,237	千円 158,072	千円 362,738	千円 1,469,047	千円 5,607

(注) 1 職員手当には退職手当及び児童手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.3 歳	296,879 円	355,545 円
技能労務職	46.5 歳	254,385 円	275,029 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(4) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	181,928 円	193,708 円
	高校卒	149,610 円	158,067 円
技能労務職	高校卒	142,864 円	150,617 円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	経験年数	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	261,171 円	289,200 円	338,900 円
	高校卒	221,100 円	251,240 円	295,120 円
技能労務職	高校卒	* 円	* 円	— 円

(注) 1 該当者がいない場合は「—」で表示している。

2 職員数が2人以下の場合は「*」で表示している。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事及びこれに相当する職務	47人	25.4%
2級	主任及びこれに相当する職務	26人	14.1%
3級	主席主査、主査及びこれらに相当する職務	46人	24.9%
4級	課長補佐及びこれに相当する職務	37人	20.0%
5級	課長及びこれに相当する職務	23人	12.4%
6級	部長、次長及びこれらに相当する職	5人	2.7%
7級	部長及びこれに相当する職で市長が定める職	1人	0.5%

(注) 1 潟上市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(7) 諸手当の状況

①期末手当・勤勉手当 (令和4年度)

区分		6月支給	12月支給	合計	備考
支給割合	期末手当	1.175 月分	1.175 月分	2.35 月分	職制上の段階、職務の級等に応じて5%~15%の加算を行う
	勤勉手当	0.925 月分	1.025 月分	1.95 月分	
職員1人当たりの平均支給額		1,312 千円			

②退職手当 (令和4年度)

(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分

③時間外勤務手当 (令和4年度決算)

支給実績	94,227 千円
職員1人当たり平均支給年額	393 千円

④特殊勤務手当 (令和4年度決算)

支給実績	987 千円
支給職員1人当たり平均支給年額	75,923 円
職員全体に占める手当支給職員の割合	4.71 %
手当の種類 (手当数)	2 手当

⑤その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内 容		支給単価
扶 養 手 当	扶養親族である配偶者を有する場合		6,500 円
	扶養親族である子を有する場合		10,000 円
	その他の扶養親族を有する場合		6,500 円
	16歳から22歳まで1人につき加算		5,000 円
住 居 手 当	借家（限度額）		27,000 円
通 勤 手 当	交通機関利用者（限度額）		55,000 円
	交通用具利用者（限度額）		31,600 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給	5級（課長・課長待遇）	32,000 円
		6級（部長）	41,000 円
		7級（部長）	45,000 円

(8) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給料月額等	期末手当
給料	市 長	860,000 円	(4年度支給割合) 6月期 1.55月分
	副 市 長	650,000 円	
報酬	議 長	420,000 円	12月期 1.60月分 合計 3.15月分
	副 議 長	380,000 円	
	議 員	360,000 円	
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×47/100	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×28/100	任期毎

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

勤務時間	休憩時間
午前8時30分から	正午から
午後5時15分まで	午後1時00分まで

(2) 休暇制度の概要

①休暇の種類

種 類	内 容
年次有給休暇	1年に20日（新規採用の年は採用月に応じて定められた日数）与えられる。 残日数は翌年に繰り越すことができる。（20日限度）
病気休暇	負傷又は疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別な事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。 （内容は「②特別休暇」のとおり）
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

②特別休暇

種 類	内 容
公民権行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。（必要と認められる期間）
証人、参考人等として国会等へ出頭	裁判員、証人、参考人等として国会、裁判所その他官公署へ出頭する場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。（必要と認められる期間）
ドナー休暇	骨髄液等の提供希望者として登録の申出等を行い、必要な検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。（必要と認められる期間）
ボランティア休暇	自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。（年5日以内）
結婚休暇	結婚に伴い必要と認められる行事等のため、勤務しないことが相当であると認められるとき。（連続する5日以内）
産前・産後休暇	女性職員が出産する場合。（産前8週間及び産後8週間）
育児時間	生後1年に達しない子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合。（1日2回30分以内）
出産休暇	妻の出産に伴い入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（2日以内）
男性育児参加	妻が出産する場合であって、当該出産に係る子等の養育のため特定の期間勤務しないことが相当であると認められるとき。（5日以内）
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合。（年5日以内（子が2人以上の場合10日））
短期間の介護	要介護者の介護又は要介護者の通院等の付添い、その他必要な世話をを行う場合。（年5日以内（要介護者が2人以上の場合10日））
忌引休暇	親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。（親族区分により定める日数。最高で7日以内）
父母の追悼行事	父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る）のため勤務しないことが相当であると認められる場合。（1日以内）
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められる場合。（連続する5日以内）
災害等による住居の滅失等	地震、水害、火災その他の災害により現住居が滅失又は損壊した場合等。（7日以内）
災害等による交通遮断	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき。（必要と認められる期間）
災害発生時の安全確保	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（必要と認められる期間）

4 職員の休業に関する状況

(1) 休業の取得者数 (令和4年度)

育児休業			自己啓発等休業	配偶者同行休業	計
育児休業	部分休業	育児短時間勤務			
6人	1人	0人	0人	0人	7人

(注) 1 令和3年度以前から引き続き取得している者も含まれます。

2 同一の者が複数回にわたって取得した場合は、その数を重複して計上しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分・懲戒処分者数 (令和4年度)

分限処分者数					懲戒処分者数				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
0人	0人	4人	0人	4人	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員のサービスの状況

(1) 年次休暇の取得状況 (令和4年1月～令和4年12月)

総取得日数	対象職員数	平均取得日数
2264.3日	234人	9.7日

(2) 介護休暇の取得状況 (令和4年度)

介護休暇
0人

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 令和4年度に実施した主な研修の状況

研修区分		受講者数
一般研修	課長級研修	7人
	課長補佐級研修	9人
	係長研修	1人
	中堅職員研修	9人
	3年目職員研修	7人
	新規採用職員研修	8人
	クレーム対応力	14人
	县市町村合同研修	27人

(2) 勤務成績の評定の状況

評定内容
勤務成績の評定については、全職員を対象に平成28年度から人事評価制度を導入し人材育成を図りつつ、人事異動における職員配置や昇格等に活用しています。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況 (令和4年度)

区分	定期健康診断	人間ドック	石綿健診
受診者数	155 人	137 人	1 人

(2) 職員互助会の状況 (令和4年度)

会員数		人
会員掛金	掛金総額	千円
	掛金率	
市負担金	負担金総額	千円
	負担金率	
公費負担率		%
主な事業		

(注) 福利厚生制度の実施については、潟上市職員の厚生制度に関する条例に基づき、県内の市町村等により組織された財団法人秋田県市町村職員互助会が行っていましたが、平成23年7月に事業活動等を停止し、平成24年3月に存続期間満了のため解散しております。

(3) 公平委員会に係る業務に関すること (令和4年度)

①勤務条件に関する措置要求の状況

前年度からの継続案件	4年度要求事案数	完結件数	翌年度継続件数
0 件	1 件	0 件	1 件

②不利益処分に関する不服申し立ての状況

前年度からの継続案件	4年度申し立て事案数	完結件数	翌年度継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件